

宮 監 査 発 第 3 7 号
令和2年11月25日

宮代町長 新 井 康 之 様

宮代町監査委員 新 祖 章



宮代町監査委員 合 川 泰 治



定例監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第4項の規定により定例監査を実施したので、同条第9項の規定に基づき、その結果に関する報告を下記のとおり提出する。

記

1 監査実施日及び監査対象

実 施 日	対 象
10月7日（水）	企画財政課、会計室
10月9日（金）	産業観光課、現地視察（農工房奈味、新しい村）
10月13日（火）	教育推進課、住民課
10月21日（水）	総務課、まちづくり建設課、税務課
10月23日（金）	子育て支援課、議会事務局、福祉課
10月29日（木）	町民生活課、健康介護課
10月30日（金）	上下水道室

2 監査方法

令和2年度事業の実施状況等について、事務が適正かつ効率的に行われているかに主眼を置き、提出された資料を基に担当職員から説明を受け、質疑応答形式により実施した。また、メイドイン宮代についての事業説明（農工房奈味）及び新しい村の備品管理の状況について、現地視察を行った。

3 監査事項

▼全課

- (1) 歳入確保を行うための取組みについて
- (2) 歳出削減のための取組みについて
- (3) 住みよい環境づくり及び町民サービス向上に向けた取組みについて
- (4) 事務の合理化及び効率化への取組みについて
- (5) 滞納整理及び債権管理及び各課室間の連携について
- (6) 一者随意契約の内容とその理由について（5万円以上）
- (7) 平成30年度決算審査意見書総括意見に掲げられた事項への対応について
- (8) 令和2年度重点事業及び新規事業の進捗について
- (9) 第4次総合計画後期実行計画に掲げられた事業の進捗について
- (10) 町内業者への発注状況について
- (11) 業務委託契約における再委託契約について（令和2年度4月～9月までの分）

※水道事業については次に掲げる監査項目に基づき、実施した。

- (1) 歳出削減のための取組みについて
- (2) 住みよい環境づくり及び町民サービス向上に向けた取組みについて
- (3) 事務の合理化及び効率化への取組みについて
- (4) 埼玉県水道統計調査に基づく県内同規模自治体との経営状況、事業概況の比較分析について
- (5) 近隣市町との水道料金の比較分析について
- (6) 固定資産管理台帳について
- (7) 施設及び水道管更新の計画について
- (8) 企業債の償還状況について
- (9) 有収率向上のための取り組みについて
- (10) 一者随意契約の内容とその理由について（5万円以上）
- (11) 平成30年度決算審査意見書総括意見に掲げられた事項への対応について
- (12) 町内業者への発注状況について

4 監査結果

監査事項について審査したところ、いずれの事務事業においても、概ね適正かつ効率的に行われており、順調に実施されていると認める。しかしながら、次のとおり、一部に不適正な処理が見られた。これらについては、今後の改善が必要と認められる。

○物品に関する事務については、法令その他別に定めるものを除くほか、財産規則の定めるところによるものとされているにもかかわらず、事務処理の実状に当該規則との少なからぬ乖離が見受けられた。

○物品については、地方自治法第239条において「普通地方公共団体が使用のために保管する動産」として、借用物品も含めているにもかかわらず、財産規則における管理の対象とされていなかった。